

中国電力(株)が保有する光ケーブル設備および関連業務の (株)エネルギー・コミュニケーションズへの承継について

中国電力株式会社(以下「中国電力」と)と株式会社エネルギー・コミュニケーションズ(以下「エネルギーコム」)は、本日、会社分割 ※1により中国電力の電気事業用光ケーブル関連事業※2をエネルギーコムに承継させるための基本合意書を締結することを決定しました。

これは、中国電力が保有する電気事業用光ケーブルおよびその付随業務をエネルギーコムに一元化することにより、業務の効率化ならびにサービス品質の更なる向上をはかることを目的に実施するものです。

今回の基本合意書締結は、会社分割の基本方針および準備手続に関するものであり、今後、中国電力とエネルギーコムは、平成22年12月1日を目途とした会社分割の準備手続を行うとともに、詳細について協議してまいります。

なお、会社分割の詳細については、決定次第改めてお知らせします。

【事業承継の日程(予定)】

- ・基本合意書締結日 : 平成22年1月29日
- ・分割契約承認取締役会 : 平成22年9月
- ・分割契約締結日 : 平成22年9月
- ・分割契約承認株主総会(エネルギーコム) ※3 : 平成22年10月
- ・会社分割の実施予定日(効力発生日) : 平成22年12月1日

(※1) 「会社分割」は、その事業の「全部」又は「一部」を他の会社に承継させる手法の一つであり、事業の権利義務関係を包括的に承継させることができる。会社分割には、事業の全部又は一部を既存の会社に承継する「吸収分割」と、会社を新たに設立し新規の会社に承継する「新設分割」とに区分される。本件は、「分割会社」を中国電力、「承継会社」をエネルギーコムとする吸収分割である。

今回の会社分割に際し、エネルギーコムは、承継する資産等の対価として新株式を発行し、その全てを中国電力に割り当てる予定。

(※2) 電気事業用として中国電力の事業所間および事業所とお客さま間に設置した光ケーブルならびにそれらに付随する工事・維持・運用等の業務。

(※3) 今回の会社分割は、会社法第784条第3項(分割会社についての簡易分割)に規定する簡易吸収分割であるため、分割会社である中国電力は、分割契約承認株主総会を開催しない。

以上

関連リンク

[中国電力グループ](#)